

## 京都車いす点検ボランティア「スイマルク」規約

【作成：2005年6月】

【改訂：2009年6月】

【改訂：2011年6月】

【改訂：2013年6月】

【改訂：2016年12月】

(名称)

第1条 この会は「京都車いす点検ボランティア・スイマルク」という。  
以下通称「スイマルク」という。

(事務局)

第2条 この会は、「ひと・まち交流館京都」京都市長寿すこやかセンター内に事務局をおく。

(目的)

第3条 車いす利用者の増加にともない、車いすは私たちの生活において身近なものとなっている。利用者が整備不良や故障をしたことに気付かないまま、利用されていることが多いという現状がある。

そこで、保守・整備に必要な技能を身に付け、知識を持ったボランティアが不備のある車いすをなくし、車いす利用者がいつでも安心して快適に車いすを利用できる環境をつくる。また、それが車いすを利用する高齢者や障害者の社会参加へとつながり、より豊かな生活を送ることができるように支援していくことを目的とする。

(正会員・特別会員及び賛助会員)

第4条 この会の目的に賛同して会費を納入し、原則として本会が行う講習会を受講した人を正会員とし、ボランティア保険に加入しなければならない。  
特別会員とは会の発展に功績を尽くした会員に対して代表が認定するものである。  
特別会員を認定する場合は総会で報告し承認を受ける。  
賛助会員については別に規約を設ける。

(役員、監査及び役割)

第5条

- 1、 この会には次の役員を置き会の運営を行う。  
代表：1名、 副代表：若干名（事務と専門部などを担当する）、 会計：1名、  
役員は役員会を構成し、会の執行に責任もつ。  
なお、役員が必要と認めた場合は役員会に専門部の代表を参加させることができる。
- 2、 この会に会計監査を置く

会計監査：1名

- 3、 代表はこの会を代表し、副代表は代表を補佐し、代表が事由あるときはこれを代行する。
- 4、 事務担当の副代表は事務局長の任につき、この会の活動を円滑に進めるため、事務部門を統括する。
- 5、 専門部担当の副代表は現業活動を円滑に進めるための専門部を統括する。

(活動)

第6条 活動のため専門部を設け、次のことを行う。

専門部の運営に関し必要な事項は役員会の承認を経て代表が定める。

- (1) 車いすの点検に関すること
- (2) 車いすの点検に係る調査・普及・宣伝に関すること
- (3) 障がいの理解と車いすの点検に係る会員の知識及び技能習得の研修に関すること
- (4) その他、この活動の目的達成のため必要な事業

(秘密の保持)

第7条 会員は、正当な理由がなく、その活動を通して知り得た人の個人情報及び秘密を漏らしてはならない。会員でなくなった後においても、同様とする。

(総会、会議及び議決)

第8条 この会は、次の会議等を開催する。

- (1) 総会（毎年度初めに年次報告、会計報告、役員人事、その他を行う）は、正会員の過半数の出席をもって成立する（書面評決者及び委任者を含む）。
- (2) 臨時総会（代表が必要と認めるとき、又は会員の過半数の請求があったとき）は、正会員の過半数の出席をもって成立する（書面評決者及び委任者を含む）。
- (3) 会議（代表が必要と認めた時、役員および会員を招集し開催する）
- (4) 総会及び臨時総会の議決は、出席会員の過半数でこれを決め、可否同数のときは代表がこれを決める（書面評決者及び委任者を含む）。

(役員を選出及び解任)

第9条

- (1) 役員は総会において選出する。
- (2) 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- (3) 役員の欠員補充により就任した委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- (4) 総会又は臨時総会において、出席会員の過半数の賛成があれば、役員を解任することができる（書面評決者及び委任者を含む）。

(会計)

第10条 この会の会計は、会費及び助成金等をもってまかなう。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会費)

第12条 正会員及び賛助会員は会費を納入する義務がある。

正会員の会費は月200円とする。 [200円×12ヶ月=2400円]

(休会)

第13条 会員が次の場合は、休会を認める。

本人が休会を文面で届け出、代表が認めた場合は休会会員とする。休会期間中も会費の納入義務がある。

継続しての休会は、毎年度当初に休会の届け出を行わなければならない。

(退会)

第14条 会員は、次の場合には、退会したものとする。

- (1) 本人が退会を代表に届け出たとき。
- (2) 休部届が更新されないとき。
- (3) 会費が未納となった月から、6ヶ月間、経過したとき。
- (4) 年度途中で退会した場合は、納入した会費の返還は行わない。
- (5) 退会となった時は、代表に会員証及び会員名簿を速やかに返却しなければならない。

(除名)

第15条 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為をしたことにより、代表が除名をやむをえないと認めたときは、すみやかに役員を招集し役員会で決定し会員に報告を行う。

(規約改正及び承認)

第16条 この規約の改正は、総会又は臨時総会において行う。

附則

- (1) この規約は、2016年12月17日に改正し、同日より施行する。
- (2) 会が使用する設備機器は、危険防止並びに保守管理のために、原則として会員以外の使用を禁止する。

- (3) 会が許可した工具以外の持ち込みを禁ず。ただし、試験的な使用はこの限りではない。
- (4) 第15条により除名したときは、本人に書面により通知する。

以上